

「公益信託の認可に関する審査基準について（案）」の制定の概要

1 制定概要

令和8年4月1日から新たな公益信託制度が施行されることから、内閣府において、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」（令和7年12月内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室以下「公益信託ガイドライン」という。）が決定され、公益信託ガイドライン（当該ガイドラインにおいて参照する「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月（令和6年12月改訂）内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）を含む。）が公益信託認可及び公益信託の変更等の認可並びに旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行認可に係る審査基準された。このことを踏まえ、内閣府と同様の審査基準とするため、公益信託ガイドラインを県の審査基準とする。

2 施行予定日

令和8年4月1日